

「参画と協働の郷づくり」の第一歩

伊予市

意見公募手続制度

4月からスタート!!

伊予市が進める「参画と協働の郷づくり」に向けた制度の第1弾である「伊予市意見公募手続条例」が12月議会で承認され、4月1日から制度がスタートします。

■問い合わせ 伊予市企画財務課(☎982-1111、内線667)、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.ehime.jp>)にも情報を掲載しています。

「意見公募手続制度」ってなに？

行政が定めようとする新たな制度は、行政内部で検討し、議会で議決を求めます。

「意見公募手続制度」とは、行政内部での制度検討過程を市民に公表し、市民の皆さんの意見を求めるための一連の手続制度のことで、行政の透明性を確保し、政策立案への市民の参画を促すために制度化されました。

どんな内容が意見公募手続にかけられるの？

市民生活に大きな影響を与える条例(新たな義務を求めたり、規制など権利を制限したりするもの)や、市の将来計画(基本計画やマスタープランなどと呼ばれるもの)などを制定しようとするときなどに、意見公募手続が行われます。

市民ならだれでも意見を述べることができるの？

市民以外にも、市内に事業所を持つ方(事業主)やそこに勤務する方、市内の学校に在学している方、市に納税義務がある方、公表された案に対して利害関係を持つ方などが手続のルールに沿って意見を述べることができます。

制度(政策)ができるまでの流れ

制度(政策)案の検討・作成

案の公表

意見の募集

意見に対する市の考え方の公表

案の見直し

案の完成

議会による議案審議
議案の可決

意見公募手続

障害者控除対象者認定書の交付について

満65歳以上で介護認定を受けている方のうち、身体障害者手帳や療育手帳を持っていなくても税法上の障害者控除を受けることができます。控除が受けられる方には、「障害者控除対象者認定書」を交付しますが、そのためには、福祉課へ申請をする必要があります。

■申請方法

福祉課へ障害者控除認定申請書と介護保険証の写しを提出してください。申請書は福祉課窓口にてお渡しします。審査の後、控除が受けられる方には、障害者控除対象者認定書を送付します。

■問い合わせ 福祉課障害者福祉担当(☎982-1111、内線553・556)